令和８年８月６日～７日
於・日本学術会議講堂

第１９７回総会速記録
令和８年８月６日（第１日目）

日本学術会議

目　　次

１、開会　午前９時３０分 …… ２
１、配付資料及び留意事項説明 …… ２
１、オンライン出席の承認等 …… ３
１、活動報告（会長） …… ３
１、会員予定者の候補者案議決【非公開】 …… ６
１、提案事項説明、質疑応答（会則等主要規程案） …… ７
１、提案事項説明、質疑応答（会長選任方針案） …… ２８
１、散会　午後３時１７分 …… ４２

［開会（午前９時３０分）］

○光石衛会長　おはようございます。定刻になりましたので、日本学術会議第 197 回総会を開会いたします。

冒頭に、熊本地震でお亡くなりになられた方に哀悼の意を表すとともに、被災された方にお見舞いを申し上げます。また、復旧・復興、救護等にご尽力されている方に敬意を表します。

［配付資料及び留意事項説明］

○光石衛会長　議事に入る前に、本日の配付資料及び留意事項について、事務局から説明をいたします。お願いいたします。

○企画総括補佐　事務局でございます。

まず、配付資料につきましては、事前にメールにてお送りした資料を御自身の端末から閲覧いただけますと幸いです。

配付資料は資料１から資料７及び参考資料２点の計９点です。このうち、資料３につきましては非公開審議が予定されておりますので、会場にて御参加の方には封筒に入れて配付しております。オンラインにて御参加の方には後ほど審議の際に共有いたします。

なお、非公開審議資料は講堂からの持ち出しや、内容を撮影したりメモを取ること、内容を他者に漏らすことがないようにお願いいたします。

資料に不足等ございましたら、お近くの事務局職員にお声がけください。

続いて、留意事項について申し上げます。まず、御発言の際には冒頭にお名前と所属部をおっしゃっていただき、はっきりゆっくり御発言いただきますようお願いいたします。会場にて御参加いただいている皆様は、発言の御希望がある場合には挙手いただくか、机上の発言希望票に所属とお名前を御記入の上、事務局職員にお渡しください。御発言の際には卓上のマイクのスイッチを入れていただき、できるだけマイクに近づいて大きな声で御発言いただきますようお願いをいたします。発言後はマイクのスイッチを切っていただくほか、ハウリング防止のため、オンライン出席用の Zoom には接続されませんようお願いいたします。また、マイク本体の位置を動かすと不具合が生じる可能性がございますので、アームで御調整ください。

オンラインにて御参加いただいている皆様、会議中はカメラはオン、マイクはオフにしていただきますようお願いいたします。また、発言の御希望がある場合には挙手機能またはチャット機能を利用して意思表示していただき、指名を受けましたらマイクをオンにして御発言ください。なお、チャット機能を使用される際はホストへのダイレクトチャットではなく、全体チャットで御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、総会の傍聴を希望される方や報道の方には総会の様子を動画でも配信しておりますので、御承知おきください。総会の傍聴に関しては、日本学術会議傍聴規則の定めるところによりますので、傍聴される方におかれては当該規則を十分に御確認いただきますようお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○光石衛会長　ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

これからの議事進行は三枝副会長にお願いいたします。

○三枝信子副会長　それでは、会長に代わって議事を進めさせていただきます。

［オンライン出席の承認等］

○三枝信子副会長　それでは、会長に代わって議事を進めてまいります。

まず、総会へのオンライン出席の取扱いについて、資料１の２ページの幹事会決定のとおり、オンライン参加を認めた場合は、総会の冒頭において、会長はオンライン出席の人数及び氏名を報告することとされております。本規定に基づき、会長からオンライン出席者について、御報告をお願いいたします。

○光石衛会長　総会のオンライン出席者について、資料１の５ページを御覧ください。今回の総会におきましては、資料１に記載の 63 名の方に加えて、第一部の有田伸会員、第一部の上東貴志会員、第三部の伊藤由佳理会員、第三部の大場みち子会員、第三部の菅裕明会員、第三部の佐田豊会員、第三部の須藤雅子会員につきましてもオンラインでの出席をお認めしており、合わせて 70 名となります。幹事会決定に基づき、オンライン出席する会員には、現地出席する会員と同等の権利を認めることといたしますので、御承知おきください。

○三枝信子副会長　これにより、本日の会場とオンラインの両方を合わせた出席人数は152名となり、定足数に達しておりますので御報告いたします。

［活動報告（会長）］

○三枝信子副会長　続いて、活動報告に移ります。資料２を御覧ください。それでは、会長から活動報告をお願いいたします。

○光石衛会長　本年４月、前回の総会から先月までの活動報告をいたします。

内容は、アクションプランについてとその他の国際活動となっております。

アクションプランについて、これはいつものアクションプランのスライドですので、ここではスキップします。

タイムリー、スピーディーな意思の表出と助言機能の強化を進めています。査読システムの改革による迅速化・見える化、フォローアップの重視、緊急時に迅速な意思の表出等を行う環境を整えることを進めてきています。

実際に発出した、あるいはこれから発出するであろう重要なものについて、ここにまとめています。

左側で、科学技術・イノベーション基本計画、食品制度、生成 AI、量子技術、カーボンニュートラル、研究力強化、これは研究評価も同時です。学術を核とした地方活性化、防災・減災について、提言等を出してきています。

このうち、量子と学術を核とした地域活性化については速やかに発出予定で、今期中に出せる見込みと伺っています。

右側の太い四角で囲ってあるところ、あるいは水色になっているところは、フォローアップの一例で、例えば、CSTI の本会議、次期の科学技術・イノベーション基本計画の検討の際に、日本学術会議の検討の結果を取り入れていただくようにプレゼン等をしてきたところです。

今年の４月以降では、一番下の「壊滅的災害が想定されるメガシティの防災力強化に向けた科学技術イノベーション」を発出したところです。

次のページで、意思の表出の申出・発出件数について、皆さんに努力いただいた結果、このようになっています。ご覧のとおりですが、今期もまだ２か月弱ありますので、これから発出されるものも多数あると認識しています。また、前期に比べれば、かなり早めに、皆さんの努力、御協力により、発出できているという状況と思います。必ずしも数だけではありませんが、数も重要ですので、執行部としても見ています。

各種学術関係機関との密接なコミュニケーションとハブとしての機能強化について、中長期の学術指針を示すため、未来の学術振興構想の改訂版を今期中に公表いただける予定になっています。また、学協会との連携強化に向けて、理学・工学系については、学協会との協議会、第二部関係では、円卓会議を実施していただいている状況と思います。

国際について、ここで一番今回重要なものとして、今年の５月にＧサイエンス学術会議、いわゆるＳ７の会議があり、ここで意見の交換等をしました。今年はＧ７がフランスでしたので、Ｓ７の会議もパリで開催され、三つの共同声明を採択しました。また、マクロンフランス大統領及び高市総理に手交してまいりました。

声明の内容について、大規模衛星コンステレーションでは、スターリンク等で非常にたくさん衛星が飛んでおり、宇宙観測にもいろいろ影響が出ており、また、いわゆる宇宙ごみの問題が出ているということです。

グローバルな北極域では、北極域は通常の我々のところよりも、３、４倍速いスピードで温暖化が進んでおり、例えば、北極で温度が上がってしまうと偏西風も変わってくることになり、例えば、ヨーロッパが猛暑になるといったことが起こってきます。

脳の健康とメンタルヘルスの推進では、脳の健康とメンタルヘルスは連続的なものであり、疾患による経済損失は結構大きいという内容になっています。

マクロン大統領はＧ７のナショナルアカデミーのために１時間、時間を取っていただきました。

また、日本学術会議が提案して、Ｇサイエンス学術会議でＧ７アカデミーによるラウンドテーブルを実施しました。学問の自由・アカデミーの独立性、研究者の保護、国際協力の重要性を共有し、この議論の結果をパリ宣言という形で発出できればと考えており、現在その準備を進めているところです。

アジア学術会議については、前回報告しましたので、ここではスキップします。

産業界との対話については、７月から新たに開始しており、ある意味では一番遅れていましたが、これもスタートすることができました。スモールスタートをしようとしているところです。

こども霞が関見学デーは、ちょうど今の時期ですが、この総会を私たちはやらないといけませんので、今年は残念ながらできないという状況です。

科学リテラシー向上のための取組ということで、ご存知の方も多いと思いますが、今週の土曜日に日本科学未来館との共同イベントを開催する予定で、私も冒頭に挨拶をします。日本科学未来館との共同イベントは、「AI とワタシの未来予想図」と題されており、会員の皆様の何名かにも講演いただきます。また、午後のイベントにも出席をいただけるということで、ありがとうございます。服装はネクタイをしていかないようにと言われておりますので、カジュアルな格好で、ぜひとも行っていただければと思います。

学術を核とした地方活性化の促進では、昨年になりますが、日本学術会議 in 石川を開催し、非常によかったということで、今後もこういったものを続けていっていただければと思います。

意思の表出の広報用チラシやショート動画を作成しました。それらも活用して、フォローアップをしっかりやっていきたいと思います。

事務局機能の強化について、Ph.D.の採用は、今期には難しそうですが、来期からはぜひ進めていただきたいと思います。また、企画ワーキングは、どちらかというと非公式に開催していましたが、後で説明しますように、企画委員会として、来期からは公式な会議としてはどうかという案になっています。

この企画ワーキングを設けて非常によかったと思います。アクションプランを実施していくために、いろいろ議論する母体がないとなかなか進められませんが、そのような母体をつくっておいてよかったと思います。

これはいつものスライドですが、前期に出されておりました、より良い役割発揮に向け

てと､今期のアクションプランとの関係です｡抜けのないように実施してきたつもりです。今期においての報告はこれが最後になるかもしれませんが、以上です。ありがとうございます。

○三枝信子副会長　光石会長、ありがとうございました。

ただいまの報告に対し、御質問等ありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。オンラインの方も挙手ボタンを押していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本件についてはここまでといたします。

［会員予定者の候補者案議決【非公開】］

○三枝信子副会長　では、次の議題に移ります。まず、会長から次の議題の取扱いについて、御説明をお願いいたします。

○光石衛会長　次の議題を非公開案件として取り扱ってよいかどうかについて、お諮りいたします。

総会は公開で行っておりますが、日本学術会議会則第 18 条第４項ただし書の規定により、必要があると認められる場合、会長は、議決を経て非公開とすることができるとされております。資料３の提案１については人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

［異議なし］

○光石衛会長　ありがとうございます。それでは、本議題は非公開で審議をいたしますので、現地で傍聴されている方は御退室ください。あわせてオンライン傍聴用の動画の配信を停止いたします。

［昼　休　憩］

［再開（午前 13 時 00 分）］

○光石衛会長　それでは、これから午後の総会を開始いたします。

ここからの議事進行は磯副会長にお願いいたします。

○磯博康副会長　それでは、会長に代わって議事を進めさせていただきます。

［提案事項説明、質疑応答（会則等主要規程案）］

○磯博康副会長　これより、資料４－１、提案２の成立時総会において決定する日本学術会議諸規則、役員会決定、会長決定等（案）について議論といたします。

光石会長より、まず資料４－２を用いて御説明をいただきます。

会長、よろしくお願いします。

○光石衛会長　それでは、このパワーポイントに従って説明をします。

内容は、法人化の準備状況、日本学術会議会則（案）について、役員会決定（案）についてです。

まず、法人化の準備状況です。前回、４月に総会を開催しましたが、それ以降に７回、法人化準備委員会を開催しており、日本学術会議会則（案)、役員会決定（案)、新規規則（案)、会長の選任方針（案）についての議論をいたしました。

会員選任制度検討分科会、憲章、外部資金のワーキングについては、ここに書いてあるような回数を開催しています。これらについては、別個に報告等をお願いします。

まず、会則（案）についてです。会議の運営に係る基本的な事項等については、日本学術会議規則を定めることとされております。また、規則の制定または改廃は、総会の決議によらなければならないとされています。

会則の案について、目次はこのようになっています。

これまで会議体は、定義されていませんでしたが、共通する事項も多く、会議ごとに書くのはあまりきれいではないので、会議体というものを定義し、これに例えば、議長を置くとか、招集、議事の公開、議決等、また、オンライン出席、フルオンライン開催、あるいはメール審議ができるといったことについて規定をするものです。

総会について、以前にも説明をしましたように、２月から３月にかけて１回、６月に１回、10 月に１回、総会を行うこととしてはどうかということです。

当面の間ですが、30 人以上の会員が開催を会長に求めた場合には、総会を招集しなければならないということです。30 名について当面の間と申し上げましたが、規則に当面の間と書くわけにはいかないので、30 名以上の会員としています。

議決の方法について、挙手、オンライン投票システム、あるいは投票箱への投票ということにしてはどうでしょうか。

次に、役員について、会長の選任に当たりましては、この後、本日の午後にまた説明いたしますが、平常状態になったときには、会長の候補者選考委員会というものをつくり、そこが案を作成し、総会が決定するということになります。

この会長候補者選考委員会は、会長の候補者を選考することができるとなっており、また、これまでは、例えば、今期の初めは、この場に来ている人のみが投票できましたが、

みんなオンラインで投票する、あるいは、この場にいなくてもオンラインで投票することができるようにしてはどうかということです。

役員等に関し、副会長については、財務等の職務が非常に重要になりますので、これを明記しているということと、意思の表出に関しても、当然今までも行ってきていただいていますが、これを明記し、さらに、何々及び何々とこれまで書いてあったのを五つに分けるということです。

副会長は、５人ぐらいいたほうがいいのではないかという意見もありますが、法律で３人までと規定されていますので、会長特別補佐を置いてはどうかということで、若干名置くことができるとしています。会員のうちから、役員会の議を経て会長が任命するとしてはどうかということです。

次に、役員会について、監事は当然出席しているわけです。当然といっていいかどうか分かりませんが。監事と、会長特別補佐、職員のほか、必要と認める者には役員会において意見を述べさせ、または説明させることができるとしてはどうかということです。

会則で、会長が定めることとした事項に権限を委任してはどうかということで、役員会あるいは会長に委任するということですが、場合によって、会長は委任された事項であっても役員会の意見を聞くことができるとしてはどうかということです。

会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会について、必要な事項については役員会決定としてはどうかということです。

次に、会員について、基本的には非常勤としますが、会長は総会の承認を得て常勤とすることができるとしてはどうでしょうか。あくまでもできる規定です。今度、法人化すると法人としての業務が増え、その責任等もありますので、常勤とすることができるとしてはどうかということです。もちろん出し元、すなわち、もとの職のところで、他で常勤が認められればということになります。場合によってはクロスアポも考えられるかもしれません。ただし、総会に出席した会員の３分の２以上の賛成を必要とすることにしてはどうかということです。他の案件については、過半数ですが、これは３分の２としてはどうかということです。

会員の選任について、手続は会員候補者選定委員会が定めることになります。

会員の辞任について、会員候補者選定委員会に申し出ることになります。会員になることができない者が決められていますが、教育公務員、研究公務員は会員になることができます。突然今日辞める、明日辞めると言われても困りますので、辞任しようとする日の 30 日前までに申し出なければならないとしてはどうかということです。

会員の解任について、弁明の機会を与えないといけないということ、解任を求めるときは、その理由と審議の経緯を総会に提出しなければならないとしてはどうでしょうか。

次に、意思の表出について、下に書いてある答申と勧告は、法律で規定されていますので、ここで規定する必要はありません。そのほかの要望、声明、提言、見解、報告、回答については、従前どおりとしてはどうかということです。

地区会議は現行と同様に規定する。

協力学術研究団体についても、これまでと同様にし、承認したものについては、日本学術会議の協力学術研究団体の称号を付与することになります。

シンポジウム、フォーラムという名称について、もともとシンポジウム、フォーラムは、定義がありますので、主催者がどちらにするか、名称については選択をお願いしたいということです。

後でも説明しますように、地方学術会議もこの一つになりますが、地区会議と名称がまぎらわしいので、会則からは地方学術会議という名前をなくしますが、活動を特にやめるわけではなく、むしろ積極的に行いたいと考えています。

次に、国際活動について、これも現行とほぼ同様に規定しますが、多国間の学術交流のＳ７やＳ20 が明記されていませんでしたので、明記します。また、共同声明を発出することができることについても明記をしたいということです。

法人化されますと、中期的な活動計画・年度計画を作らないといけなくなりますので、中期的な活動計画・年度計画委員会を設けてはどうかということです。

自己点検評価について、委員会を設け、外部評価を実施してその結果を活用してはどうでしょうか。この外部評価は、これまでも実施してきた日本学術会議が委員を決めて行う外部評価で、これを実施して、その結果を活用して自己点検評価委員会の情報として用いてはどうかということです。

連携会員については、法律には明確には書かれていません。これについても、これまで同様としてはどうかということです。ただし、任期は３年にしてはどうでしょうか。３年もすれば、いろいろと周辺環境も変わる可能性がありますので、継続できるかどうか、継続の意思があるかどうかを含めて、任期は３年としては。ただし、再任は合計最大 12 年までです。定年については、会員と同様に満 75 歳に達する日以後の最初の９月 30 日を経過するまでとしてはどうでしょうか。

ただし、発足時の特例で、今期においては、連携会員を選任する時間的余裕がありませんので、現行の会員で法人化後の会員以外の者、及びこれまでの連携会員には、引き続き就任する意思があるかどうかということを今期末までに確認し、お願いできる方にはお願いをしたいということです。

辞任については、先ほどと同じように 30 日前までに会長に申し出るということにしてはどうでしょうか。

次に、部について、第一部、二部、三部が現在ありますが、これは法律では規定されていませんので、会則で決めるということになります。したがって、場合によっては、会則を変えればこれも変えることができるということになります。

現在、第一部に関するところは人文科学だけになっています。私達は人文社会科学と常に呼んでいますので、人文及び社会科学としてはどうでしょうか。第二部は生命科学、そして、第三部は理学及び工学とこれまでもなっていますので、引き続きこのようにしては

どうでしょうか。

部の役員について、部長を一人、副部長は２名ぐらいいるほうがいいのではないかということで２名、幹事２名を置くということにしてはどうでしょうか。

委員会の設置について、機能別委員会、分野別委員会、そして、課題別委員会、役員会附置の委員会、その他の臨時の委員会によって構成されることになるのではないでしょうか。

機能別委員会で、名称が変更になるもの、及び新たに設置されるものが、スライドで緑色になっているところで、企画委員会、社会活動・広報委員会、意思の表出対応委員会、中期的な活動計画・年度計画委員会、自己点検評価委員会、会長候補者選考委員会があります。

今後、名称は同じですが、財務委員会の役割が重くなる可能性があります。

分野別委員会は、今 30 ありますが、当面の間、このようにしてはどうかということです。今日の午前中も申し上げましたように、この分野別委員会が現在のままでいいのかどうか、また、相変わらず分野別委員会の中に閉じた議論が多いのですが、そうでないほうが日本学術会議らしいと思いますので、この在り方については、今後も引き続き、次期においても検討いただければと思います。

会員は、さりとて少なくとも一つの分野別委員会、寄って立つところがここかと思いますので、ここに所属することにしてはどうか。

委員会には、委員長１名及び副委員長１名を置く、必要に応じて幹事を若干名置くことができるとしてはどうでしょうか。

機能別委員会の委員長について、トップダウンに動かないといけないことも多いと思いますので、会長、副会長あるいは会長特別補佐の方に委員長をお願いするのがいいのではないかということです。

次に、若手アカデミーについて、従前どおり置くことにしてはどうでしょうか。

事務局について、当然事務局を置くということです。

雑則に関して、会則の改定は、慎重を期すという意味で、出席会員の３分の２以上の賛成がなければ行うことができないとしてはどうかということです。

改正に３分の２なので、設立のときも３分の２にしたほうがいいのではないかという意見もあると思いますが、設立のために会則に書いても意味がないので、今度の 10 月の総会の会則の議論をする前に、３分の２とするということを議論いただくか、代行者を今度決めないといけないですが、その方に３分の２ということを決めておいていただくかということです。恐らく前者のほうがいいのではないかと思っています。もし３分の２にするのであれば、そのようにするということになります。繰り返しになりますが、この会則の中に制定時は３分の２と書いても意味がないということです。

次に、役員会決定についてです。幹事会決定が現在ありますが、幹事会の名称が変わってなくなりますので、新法人において、改めて役員会決定を定めないといけなくなります。

変わる点、変えてはどうかという点だけ申し上げます。メール審議の期間について、現在、結構長いので、営業日において、総会に関しては意見交換等に５日、決議に３日としてはどうでしょうか。総会以外では、意見交換等に３日、メール議決に２日としてはどうかということです。場合によっては、提言等を発出するとか、緊急に何か出さないといけないということもあり得ると思いますので、これは、短くしておくほうがいいのではないかということです。

連携会員（特任）は、現在、結構厳しい条件になっていますが、機動的に連携会員（特任）を活用していただきたいので、数の制限を緩和してはどうかということです。分野別委員会と分科会については２名。それ以外の委員会、分科会等については、委員数の２分の１相当あるいは 10 人のいずれか少ない方としてはどうでしょうか。また、連携会員全体に占める割合の上限も特には設けなくていいのではないかということです。

若手アカデミーについて、これも会員と同様に、５歳程度定年年齢を上げてもいいのではないかと思いましたが、若手アカデミーから、研究だけではなく、ライフイベント等についても議論したいことがあるということですので、年齢については従前通り満 45 歳未満としたいということです。一方、分野によると、この年齢の時期には、若手のアカデミーとして活用しにくいことも若干あると伺っておりますので、学問分野の構成を偏らせないために、特段の必要がある場合には満 50 歳未満としてはどうかということです。ただし、若手アカデミー会員になりたいという人が誰でもなれるというのもいかがなものかという意見もありますので、役員会がしっかり活動できるかどうかということを見て、認めることができる者を選考してはどうかということです。

これらにつきまして、若手アカデミーから了解をいただいています。

国際について、多国間の学術交流、共同声明を明確化します。

次は、結構多くの皆さんに関係するかもしれません。先ほど申し上げましたように、シンポジウムとするか、フォーラムとするかは、主催者が名称を決めていただきたいと思います。ただし、区分１と区分２を設け、区分１は事務局の人的支援がありますが、区分２はありません。また、主催、共催、後援を明確にしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、地方学術会議は地区会議とまぎらわしいということもあり、地方学術会議というのは、規則上は明記せずに、「日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組」として整理してはどうかということです。決して地方学術会議の活動をやめるという意味ではありません。

意思の表出の手続に関する規定について、これは磯副会長に説明していただいたほうがいいかもしれませんが、査読の一元化、査読いただける方を 30 名程度選び、これは公表し、ただし、誰が査読しているかは明らかにしないようにしてはどうか。また、各意思の表出に対して、エディター１名を設けてはどうか。COI は明記するのがよいのではないか。フォローアップ、事後的な評価を強化するのがよいのではないかということです。

そのほかの新規規則について、このようなものについて規則を制定することになります。

ここでは説明は割愛したいと思います。
以上が会則に関しての説明です。

○磯博康副会長　光石会長、ありがとうございました。
それでは、本件について、これから 70 分程度、質疑応答、意見交換の時間を取りたいと思います。
御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

○芳賀満会員　第一部の芳賀です。
パワポの 18 ページ、第８章、日本学術会議の業務、意思の表出関連です。主張のある提言等だけではなくて、基本的だけど客観的な学術データを国民に提供する機能も、日本学術会議の業務としてあるべきではないでしょうか。
政府が「国論を二分するような」政策を多く示して、国会での審議が非常に早く進んでいる現在、賛否が分かれるけれども極めて重要な国家的課題に関して、国民の議論の土台となる客観的学術データを提供するのが、日本学術会議の機能であるべきかと思います。
例えば、皇位継承に関わる歴史学の知見です。皇室の戸籍である「皇統譜」は、2,600 年前から続く概念なのか、明治時代に作成された概念なのか。用語集レベルでよいのです、学術的であれば。
こういった概念や課題を国民やメディアが検索したときに、国会議員の発言やユーチューバーだけでなくて、日本学術会議のホームページが検索の上位に出て、国民の判断に資するものでなければいけません。
社会の動きに即してタイムリー、スピーディーを旨に、今は意思の発出に非常に長く時間がかかり過ぎるので、そうではなくて用語集レベルでいいですので、国民のために学術知見やデータの提示をも積極的にホームページで提供することを提案いたします。
以上です。

○磯博康副会長　はい、ありがとうございます。

○光石衛会長　全く、おっしゃられるとおりと思います。
実は、これまで緊急型及び早期型というのがあり、資料４－１の 139 ページを見ていただきますと、緊急型と早期型が定義されていますが、定義をしなくても緊急のものは緊急で出さないといけないですし、そうでないものは、じっくりと検討していただき、スピードよりも中身が重要であるというものもあると思います。
今、案としては出てはいるのですが、これがあるためにゆっくり出せばいいと思っている方はいらっしゃらないと思います。これを適用したことはどうも一度もないらしいので、この規則はもう削除してもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○芳賀満会員　とにかく、社会の役に立ちたいと思っている一念です。それだけです。

○磯博康副会長　よろしいですか。

資料にありますような提言、見解、報告には、確かに時間がかかります。声明は割と早くできますが、今、先生がおっしゃったように、国民がいろいろと判断できるような資料を提示することについて、検討しなければならないと思いました。

そのときに、会員から、情報提供は必要ではないかということを、メールで知らせていただき、次期の四役会議なり、役員会なりで議論して、チームを作り数週間の間に作成する方法はあるかと思いますので、次期の検討課題と思います。ありがとうございます。

○芳賀満会員　次期以降、よろしくお願いいたします。

以上です。

○磯博康副会長　第一部の島岡先生から発言希望がありましたので、よろしくお願いします。

○島岡まな会員　はい、ありがとうございます。

光石会長のスライドの 26 ページ、第 12 章、委員会（つづき）というところで、そんな大きな問題ではなく、文言の問題ですが、科学者委員会のところがあります。

科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、科学における男女共同参画に関することというのがあるのですが、第 26 期に、今までありました、科学者委員会の男女共同参画分科会の名称を時代に即して、ジェンダー・エクイティ分科会と変更しております。

その関係で、やはり新しい、法人化してからの会則には、科学におけるジェンダー公正あるいはジェンダー平等・公正というような言葉に関することと変えていただければ幸いです。

ちなみに、昨年 10 月に発出しました提言でも、「社会と学術界におけるジェンダー平等・公正を目指して」というタイトルの提言も発出しております。よろしくお願いいたします。

○光石衛会長　はい、そのようにしたいと思います。ありがとうございます。

○磯博康副会長　今、先生がおっしゃったように、ジェンダー・エクイティ＆インクルージョンという概念でよろしいですか。

○島岡まな会員　ジェンダー・エクイティでもいいですけど、あまり聞きなじみないかなと思って、ジェンダー平等・公正というふうに、提言ではしています。

○磯博康副会長　光石会長と相談して、文言について検討させていただきます。
　会場で手を挙げられた方、いらっしゃいますか。どうぞ、御発言ください。

○塙隆夫会員　会長の示された 24 ページ、スライドの 11 章の部のところですけども、第一部は、人文及び社会科学を中心とすると、これは多分、中黒であったので、人文・社会科学となると思うのですが。この文章を読むと、人文科学及び社会科学というべきではないかなと。
　第三部のところを見ると、理学及び工学になっていますので、人文科学及び社会科学としたほうがいいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○光石衛会長　そこは、実はいろいろ議論があります。

○塙隆夫会員　人文の人が、人文科学をつけないということであれば、もちろんいいと思いますが。これだと分かんないのではないかな。

○光石衛会長　日比谷副会長、先に話されますか。
　はい、どうぞ。

○日比谷潤子副会長　私は第一部の会員ですが、この件については、かなりの議論がございました。
　英語にするとヒューマニティーズですから、それだと人文学というかと思います。人文科学という言い方に抵抗があるという人は、会員の中にも、また広く、昔、哲史文といいましたが、特にその辺りからは、会員以外でも強い意見のあるところかと思います。
　後ほど､吉田部長からも補足をいただければと思いますが､一部の中で議論をした結果、ものすごく抵抗があるというほどでもないけれども、これはある種の逃げで最初は中黒でしたが、人文及び社会科学とすると、ぱっと読むと人文学のようにも見えるし、人文科学のようにも見えるしという妥協案で、このような御提案になっております。
　もし部長から補足がありましたら、よろしくお願いします。

○吉田文会員　第一部の吉田です。
　これも今、日比谷副会長から御説明いただいたように、第一部の中でも、人文学という立場の方もあれば、人文科学、ヒューマニティーズかヒューマニティサイエンシズにするかというのは、若干議論を重ねた結果、両者を汲みとって、こういう形に落ち着いたということで御了解いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○磯博康副会長　はい、よろしいでしょうか。

それでは、次に第一部の中村先生、お願いします。

○中村征樹会員　第一部の中村です。

スライドの 26 ページ目の機能別委員会の中の社会活動・広報委員会という名称についてです。社会活動というのは、社会のために行う活動ということかで入れられているかと思います。

ただ、ここで書かれている内容、また憲章において、いろんな連携、協働が強調されていることを考えると、社会連携・広報委員会ということで、社会と一緒に連携していく社会連携と、社会に対して発信していく広報活動というような形で整理できるのかなと思います。

そういう意味で、社会活動・広報委員会ではなくて、社会連携・広報委員会のほうが伝わりやすいのかなと思いました。

もし、社会活動ということに対して、特にこういう思いがあるというようなことがあれば、お伺いできればと思います。もしすごくこだわっているというわけでなければ、社会連携でもよいのかなと思いました次第です。

以上です。

○磯博康副会長　これについては、機能別委員会や四役会議で、特にここの社会活動という文言については議論していませんでしたので、ほかの会員の先生がよろしければ、社会連携という文言に変更しても構わないと思います。事務的には、この文言で大丈夫ですか。

ほかの文言がいいとかいう御意見がなければ、修正を検討させていただいてよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは、そのような形で修正をいたしたいと思います。中村先生、ありがとうございました。

○中村征樹会員　ありがとうございました。

○小林武彦会員　小林です。どうもお疲れさまでございます。

いただいた資料の 15 ページの第７章、会員というところですけども、会員は非常勤とする。これはいいですけども、「会長は、総会の承認を得て、常勤とすることができる。この承認は、総会に出席した会員の３分の２以上の賛成を必要とすると」。

ここちょっと難しくて、まず常勤とするということの意味というのは、要するにフルタイムで給料を出すということだと普通は思うのですけども、それだとすると、クロスアポイントとかではなくて、やっぱり同じ常勤。総会に出席した３分の２以上の賛成を必要と

するという場合、議論して、多分投票とかになるでしょうけども、そのときの議論の基準としては､何を判断基準にして賛成とすればいいのか､反対とすればいいのかというのは、なかなかこれだけ見ると、真意が読み取れなくて。

例えば、私の個人的な意見では、会長となる方は常勤がいいのではないかなとは思うのですけどね、やっぱり。例えば、どっかの大学の学長さんと学術会議の会長を兼任するとかいうのは、かなり難しいと思います。

それを例えば、よしとするという心でこういうのを作られたのか。それとも何かの事情があって、ちゃんと給料が欲しいというようなことで、そういう人もいるだろうというのでこういうことを考えられたのか、どうなのかなという、そこの真意をちょっとお話ししてほしいです。

○光石衛会長　はい、ありがとうございます。常勤とすることができる規定なので、しなければならないという話では全くありません。

ここに、特にクロスアポ等は書いていませんが、それも総会での議論によって、また出し元がそもそも他で常勤とするのを認めるかどうかということもあると思いますので、それとの兼ね合いと思います。

なぜ今回この案を出しているかというと、業務のパワポは出ますでしょうか。想定される業務で、これが全てとは限らないですが、相当に業務はありそうです。このような業務があり、責任も相当重くなるということですので、常勤としてもいいのではないかという精神です。

○小林武彦会員　私も、法人化すると自己財源だとかそういうことも関わってくるし、仕事が増えると思います。それで、やっぱり非常勤というのでは、ほかの独立行政法人と比べても、バランスが悪いのかなと思います。できれば常勤がいいかなというふうなことをちょっと思いました。

ただ、そういう価値観でいいのかどうかというところで、例えば、10 月 1 日に会長選挙があるじゃないですか。私は今期で終わりなので、出ないですけども。そのときに、例えばある候補者が、私は常勤でフルタイムで頑張りますといったときに、その人はやっぱり評価されるのでしょうか。この人は常勤だから、片手間にやるより、この人を入れたほうがいいかなというので、票を取ったりするでしょうか。

○光石衛会長　そのことを宣言するかどうかは、候補者の自由ということになります。それを評価するかどうかは、投票される皆さんが決めることと思います。

出し元が、他での常勤は認めないと規定している組織もあると思いますので、そのような組織から仮に候補になられる人は、そう言いたくても言えませんということもあるのではないでしょうか。

クロスアポというやり方もあると思います。また、学長の方が、私は 200%働きますという方もいらっしゃるかもしれませんので、それぞれの御判断かと思います。

繰り返しになりますが、これは、できる規定ですので、必ずそうしなければならないということではないです。非常勤だからといって、会長の職務が減るわけではないと思います。

○小林武彦会員　ですよね。だから、インセンティブとして、今後、学術会議の発展を考えたときに、やっぱり会長は常勤が原則かなと思います。

それなりの報酬をちゃんと与えてというか、ほかの行政機関と同じぐらいの待遇で常勤になっていただくというのがいいような気はします。

○光石衛会長　インセンティブになるかどうかは分かりませんが、そのようなこともいいのではないかということです。

○小林武彦会員　はい、ありがとうございました。

○光石衛会長　ちなみに、アメリカの National Academy of Sciences の長は常勤です。

○小林武彦会員　これだけの組織と予算とかを考えると、非常勤はやっぱり厳しいかなと思います。

○光石衛会長　非常勤でしかできないかもしれません。

○小林武彦会員　ですよね。そういうときに、その人に投票するかどうかという投票行動みたいなのにも影響があるから、ちょっと意見は交換しておいたほうがいいかなと思った次第でございます。

○光石衛会長　そうですね。あり得るケースとして、会長には選任されたけれども、常勤とするのは認められませんでしたということもあり得ます。

○小林武彦会員　それって、どういうケースがそうなるでしょうか。

○光石衛会長　３分の２得られなかったら、そうなります。予算が足りないなど。

○小林武彦会員　フルタイムで働くほどの価値はないみたいな。分かんないですけど、認めないというのは、何をもって認めないという判断がされますか。本人は、やるといった

らやってもらった方がいいのでは。

○光石衛会長　財源がないという可能性はあります。日本学術会議としては、常勤になるからという財源確保の理由にはなります。

○小林武彦会員　分かりました。ありがとうございます。

○磯博康副会長　それでは、次に参ります。
第一部の川嶋先生、よろしくお願いします。

○川嶋四郎会員　どうもありがとうございます。
会長のスライドの 13 をお願いできればと思います。
会則案の 19 条に関わる点で、昨日も多分、幾つかの班から出ていたかと思います。19 条１項の案でございますと、会長は、監事、会長特別補佐云々に、役員会において意見を述べさせ、または説明をさせることができるということでございます。
昨日出ていた意見として、この監事を消すというのが二つぐらいの班から出ていたのではないかと思います。
確かにいろいろ考えられると思いますけれども、新しい日本学術会議法の８条２項に、会議の役員は、会長、副会長及び監事とすると、こういう規定がございます。
ところが、監事は役員だという位置づけはされているのですけれども、新法の 18 条に役員会の規定がございまして、この役員会の規定の第２項に、役員会は、会長及び副会長並びに、次ですけど、役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもって組織すると、こういう書き方がされております。
そうしますと、３種類の役員会構成員がいるということです。会長と副会長と、役員以外の会長が指名する者ということで、監事が入っていないようにも見えます。それとの関係で、恐らくこの会則案のところには、会長は監事を必要だというときには、呼んできて意見を述べさせて、説明をさせることができると、こういうふうに書かれることになったのではないかと思います。
というのは、私も法人化準備委員会におりましたので、そのときに申し上げればよかったのかも分からないですけれども。ただ、監事というものの位置づけを考えてみますと、これは新しい日本学術会議法で、学術会議の外から学術会議をコントロールし得る可能性のある四つのもの（監事、運営助言委員会、選定助言委員会、および、評価委員会）、いわば「四面楚歌」をもたらしかねない一角をなすのがこの監事でございます。その権限というのが新学術会議法の 19 条に書いております。職務と書いていますけど、権限で。ここにかなりいろんなことができるということが書いております。
私は何が言いたいかといいますと、この 19 条の監事に意見を述べさせるとか、こういう

ふうにすると、実は会則によって法律における監事の権限を制限しているように読まれかねないと思いました。

したがって、19 条１項の監事は消して、19 条２項に監事は役員会に出席し、質問し、意見を述べることができるとかいうぐらいの、監事はちょっと独立して規定を会則に設けておいたほうがいいのではないかなと思いました。それゆえ、そのような会則 19 条の規定の修正をお願いできればと思いました。

つまり、ことほどさように監事というのは強い権限を持っていて、これから監視される状態で日本学術会議が活動しなければいけないという新法の精神に照らすと、そういうふうになってくるということを、ちょっと御認識いただきたいということもございまして、そのような修正の提案をさせていただきました。よろしくお願いします。

○光石衛会長　ありがとうございます。法律と会則との関係については、事務にお願いしてもいいでしょうか。

たしか準備委員会のとき、監事は職務に関する発言、質問ということを議論した記憶があります。そのような文言をつけるかどうかというところもあるかもしれないと思います。お願いしてよろしいですか。

○事務局長　今、川嶋先生から御指摘ありました、19 条の監事の職務等についてでございます。

その中の４項の中で、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長または内閣総理大臣に意見を提出することができるという規定がありますけれども、法律で意見と書いているものは、まさに監査の結果に基づいて行う意見ということで、それ以外の意見を何らかの場で発することを全く禁止されているということではなかろうと思います。そういう意味で、役員会において意見等を発するということについては、何らかこの中で書き込むことがおかしいということではないと思います。

○川嶋四郎会員　すみません、私は、そのことは全く問題がないと思っております。

ただ、そうではなくて、現在の会則案の書き方ですと、「会長は、意見を述べさせ」でありますとか、「説明をさせる」と書かれているのですけど、実は監事の権限というのはもっと強くて、主体的にこういうことができるという意味合いが含まれていると考えられます。

そういう意味において、これだと、こういうことが、しかもできるということですから、させなければさせないということですので、法律に書いてある監事の権限を会則で制限するように読まれかねないように思ったものですので、今のような提言をさせていただいたということです。

ちょっと別の言葉で言えば、こういう会則を作ったことが、今度監事の監査対象になり得ると思ったものですので、指摘させていただきました。なおまた、これも、私は法人化

準備委員会の中で述べたのですが、意思の表出と科学的知見等に関する監査はできない、それはしてはいけないということは、どこかに明記する必要があると思います。

ひょっとしたら内閣府令か政令か何かで監事の権限として規定すべきではないかと思いますけど、多分それは、結果としてはされなかったのではないかと思います。

私が思ったのは、法律に抵触する可能性のある規則を作ること自体が、実は問題視されると困ると思ったからです。それをされないためには、監事を会長特別補佐とか、職員の方とかと並列に並べるのではなくて、19 条の、別にそれ、１項に上げてもいいと思います。２項に今の１項の条文の監事を消した形のものを入れてもいいかと思います。

ちょっと細かいことで申し訳ございませんけれども、監事の主体的な活動というものを制限しないような形の会則を作ることしかできないのではない。そのことが分かるように会則案を作ったほうが、後々問題が生じる可能性が少なくていいのではないかという趣旨でございます。よろしいでしょうか。

○事務局長　川嶋先生の御指摘は、どちらかというと、述べさせ、あるいは説明させるという、会長から言われて発言等を行うよりも、主体的に監事が何か発動するということこそが法律の考え方に合致しているのではないかという御指摘と理解しましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

○川嶋四郎会員　おっしゃるとおりです。

○事務局長　そういうことであれば、それ自体はおかしな話ではないというか、当然だと思いますので、この規定の今おっしゃったような改正というのは、可能かと事務的には考えるところでございます。

○川嶋四郎会員　はい、ありがとうございます。

○磯博康副会長　それでは、次に移りたいと思います。

有田先生、すみません、よろしくお願いします。

○有田伸会員　はい、有田です。

連携会員の委嘱に関する経過措置についてお伺いします。会則附則第３条にあって、資料の４－２のほうでは 23 ページに説明ありますけれども。これまでの総会での御説明では、例えば 25-26 期の連携会員の方は、そのまま続けられないので、一旦そこで終わりになるという説明を伺った記憶がありまして、連携会員の方にもそう説明してきました。

今回の資料４－２の 23 ページの法人発足時の特例を見ますと、連携会員のうち就任意思のある者を連携会員に任命するため、云々というのは、これは年齢等が規定の範囲であ

って、就任意思があれば、25-26 期で終わる方々も基本的にはそのまま認められれば連携会員に任命するということを意味していらっしゃるのか。それとも、もう少し違う手続として、この特例措置が適用になるというイメージなのか。

どう説明すればいいかということもありますので、少し教えていただければ幸いです。

○光石衛会長　年齢要件等を満たせば、特に 25-26 期でもともと終わる方であっても、その方については継続ということでいいですよね。

通算年数の 12 年は、ここで一回リセットするのでしたでしょうか。リセットはしないことにするのでしたでしょうか。

前回どのように説明をしたか、必ずしも正確に覚えていません。次の 10 月以降、連携会員の継続の意思がある方は、引き続きできるということです。

○事務局長　すみません、事務局長でございます。

12 年の特例という意味では、現在、連携会員の任期が終わられる方が引き続きされる場合については、それは適用外と。

○光石衛会長　では、リセットはしないということですね。

○事務局長　今回で終わられる方に限り、３年間は引き続きやれると。その後はリセットという。

○光石衛会長　これまでに連携会員を 12 年間就任していたとしても、次の３年間は可能ということです。

ただし、１年後頃には、次の新規の連携会員の選任をしていただきたいとは思っています。今期、10 月からは新規の連携会員は全くいないので、必要に応じて連携会員（特任）を利用していただくということです。新規を補充しませんので、新規の補充は、１年後頃にはお願いできるといいと思います。

まぎらわしいことを言ってしまったかもしれません。

○磯博康副会長　確認です。

連携会員（特任）は加えていいですね。新たな連携会員は１年後になります。ですから、分科会の立ち上げのときに、どうしてもそのようなメンバーが必要でしたら、当初から連携会員（特任）は可能ということになります。

○有田伸会員　すみません、じゃあ、この特例措置の対象というのは、具体的にどういう方を想定していらっしゃることになるでしょうか。

○光石衛会長　会員としての任期が今期で終わる方、今連携会員の方が特例措置の対象です。

○有田伸会員　その方は、新規で１年後に選ばれる方と別枠で、連携会員の継続というようなことがあり得るということですか。

○光石衛会長　はい。連携会員の定員は、特に法律等で決められていませんので。

○磯博康副会長　よろしいでしょうか。

それでは、次に島村先生、よろしくお願いします。

○島村健会員

先ほど川嶋会員がおっしゃったこととの関係で、19 条の監事の権限についてです。監事は役員ですので、特に招集しなくても出席できる、ほかの職員さんとか補佐の方は役員ではないと思うので、出席させるということを書かないと出席できないと思うのですが、監事は役員会に出席することになるのかなと思っており、19 条は微修正をしていただくとよいかなと私も思いました。

本来、発言したいと思っておりましたのは、少し前の小林会員の御発言で、会長の常勤のところについてです。

光石会長がクロスアポイントメントもとおっしゃっていたこととの関係が第１点でございまして、規則集のうち報酬規則が 35 枚目、ページ数でいうと 32 ページから出てきます。

それによると、クロスアポイントメントが想定されていないルールになっているように思いました。第４条で、会長が常勤になった場合には、月額 107 万 8,000 円の支給というのがあるのですけれども、クロアポが想定されていないような条文なのかなと思いました。全体を見渡せていないので、事務局からでも御教示いただければと思います。クロアポができれば、非常に柔軟なワークスタイルで会長、いろいろな方になってもらえるのかもしれないと思います。

また、お金の面が月額 107 万 8,000 円で、支出元が払えないと難しいということを光石会長がおっしゃっていたと思うのですけれども。例えば、10 月に会長が選任されて常勤でというときに、10 月から３月まで今年度予算で月額 107 万 8,000 円を日学が出せるのかどうかとか、そういうことが少し気になりました。

第３に、もう少し本質的なことかもしれないですが、常勤役員という概念が報酬規則には出てくるのですけれども、会則では、先ほど光石会長から紹介していただいたように、常勤というのは会長しか想定されていないのですけれども、役員報酬規則ですと、常勤役員というのが第２条以下、ところどころ出てきております。会長以外の常勤役員というの

を報酬規則のレベルでは想定されているのかどうなのかという点でございます。

第４条に、常勤役員の俸給は月額とし、会長に 107 万 8,000 円を支給すると書いてあるのですが、親元の会則のルールでは常勤は会長だけのはずなのですけれども、報酬規則のレベルでは、ほかの役員も常勤あり得るかもという形になっている点が気になりました。

以上です。

○光石衛会長　はい、ありがとうございます。

クロスアポについては、特に規定をしていないですが、規定していないということは、そのように議論して、そのほうがいいということであれば、そのようにできると考えています。

報酬につきましては、今、今年度の下半期の予算は決まっているでしょうか。幸いにも会長が非常勤であっても、常勤であっても、一応は払えそうで、予算的には日本学術会議には十分あると思っています。来年の４月以降については、全く分かりません。例えば、10 月から３月までは良いが、それ以降は駄目と総会でもし決議されれば、そのようになるかもしれません。私の非常勤の単価は、現在はこれより低いですが、計算していただいたところ、私の現在の働き方ですと、常勤の金額も大して変わらないと伺っています。

ただし、雇用保険等を考えると、別個に予算が必要になると思います。また、退職手当も考える必要があるかもしれません。

それ以外の役員については、実は、当初これを議論しているとき、副会長も常勤とすることができる、できる規定ではありますが、そのようにしてはどうかという意見もあり、もしかすると金額のところにそれが残っている可能性はあります。当面、会長だけにしてはどうか、あくまでもできる規定です。

これでお答えになっていますでしょうか。

○磯博康副会長　それでは、第三部の森口先生、お願いします。

○森口祐一会員　三部、森口でございます。

２点ありまして、１点目、小林会員が発言されて、今の島村会員のほうからフォローがあった会長の常勤､クロスアポイントの件です｡私自身もクロスアポイント経験者ですが、常勤というのは 100%を意味せず､クロスアポイントメントは常勤の一形態であるという、その理解はよろしいですよねというのをまず確認させていただくと。

その上で、報酬規則にこう書かれていたとしても、クロスアポイントメント先がエフォートに応じて、その率を負担すれば、それはこの規定のままでも大丈夫ではないかなと思います。

ただ、相手方がクロスアポイントメントの金額を払えないとか、一方、非常勤の場合には、本務に差し支えのない範囲でということになると思いますので、現在の本務機関が本

務に差し障りのない範囲で会長職が務まるのかどうかというような議論がこの後議論いただく会長の選任方針にもちょっと関わってくるかなと思いましたので、ちょっとここの制度的なところは皆さんと共通意識をもう一回確認したほうがいいかなと思いまして、発言をさせていただきました。

もう一点は、連携会員に関する、先ほど23枚目だったでしょうか、有田会員が御発言されたところです。経過措置として、26期までの連携会員は、27期、本人が希望すれば、連携会員で残れるというか、連携会員を務められると思うのですけども、特に分科会の早期設置との観点で、10月からすぐに継続した連携会員として活動ができるのか。ここで12月31日までの間はと書かれているので、手続に時間がかかって、連携会員は残れるけれども、10月すぐには活動できないのかというのが分科会の早期設置との関係で気になりましたので、なぜ12月31日と書かれているのかという観点から質問をさせていただきました。

以上2点です。

○光石衛会長　ありがとうございます。

前半につきまして、クロスアポ等に関しては、先生のおっしゃられるとおりです。

来期、10月1日以降、すぐ連携会員として活動できるのかについては、事務局にお伺いしてもいいでしょうか。12月31日まで場合によっては時間を要するということと思います。連携会員（特任）も役員会の承認が必要ですので。

○事務局長　連携会員につきましては、10月1日に新しい法人になりますものですから、同じ連携会員という名前であっても、場合によっては、選任許可等を親元からもらうとかということで、ちょっと手続が変わってくる等が想定されますものですから、そのために一定の時間を必要としているということでございます。

御指摘いただいたように、様々な活動のために、例えば、10月1日以降、直ちに立ち上げないといけないというときには、イレギュラーではありますけれども、連携会員という形ではなくて、有識者というような形で御参加いただいて、手続が済めば、その方を連携会員に任命していただいても結構ですけれども、そういうやり方もあり得るのかなというふうに考えてございます。

○光石衛会長　よろしいでしょうか。

有識者というか、参考人という名称かもしれません。

○森口祐一会員　少し分野別委員会で分科会の申し送りなどの議論をしていたときに、連携会員が特に国際対応の分科会の委員長などをされているケースがあって、そうすると、誰か会員が仮親になって分科会を立ち上げた上で、連携会員の、何といいますか、正式の委嘱を待つということしかないかなということで、10月1日時点ではやはり会員が仮親に

なるという形しかないという解釈と承りました。
ありがとうございます。

○磯博康副会長　それでは、次に、第三部の塙先生、どうぞ。

○塙隆夫会員　失礼します。第三部、塙です。よろしくお願いします。
資料の４－１の201ページを見ますと、連携会員の項目があるのですけれども、「(特任)」とついていまして、連携会員（特任）が連携会員と同じ任期であるように読めてしまうというか、今までもそうだったのですけども。
例えば、特任の場合、202 ページに連携会員の任期について書いてありまして、これを読むと、確実に連携会員（特任）であっても連携会員と同じ任期、つまり、その期の最後までやらなくてはいけないようなルールになっているのですが、これはちょっと希望ですが、特任の場合は、もしかしたら期の最後までやらなくてもいいのではないかなと。
目的によりますけれども、目的によっては、特任の場合は、期の最後でなくてもいいのではないかなという気がするのですが、いかがでしょうか。この規定によると、最後までやることになって、国際以外は全部最後までやることになっている。

○光石衛会長　先生の言われるとおりと思います。これは事務局から回答をお願いできますでしょうか。

○事務局長　そのことも含めまして、「原則として」という言葉を入れていると御理解いただければと思いますが。

○塙隆夫会員　今までは、連携会員と同様に、期の最後までやらなくちゃいけないというふうに事務局から確か言われたと記憶しているのですが。ということは、例えば、１年なり２年なら切っても構わないということになるでしょうか。

○事務局長　はい。この規定の趣旨はそういう趣旨でございます。

○磯博康副会長　ほかにございませんでしょうか。
Web 参加の先生でもいませんか。はい、どうぞ。

○腰原伸也会員　すみません、三部の腰原です。
先ほどの国際委員会の委員長が連携会員であるというような場合についてのちょっと詳しいことを確認させていただきたいです。
国際対応委員会は今既に事前に設置の申請の受付が始まっています。そこで設立せざる

を得ないIUPAPとか、そういうものの場合に、今、委員長が、代表が連携会員ですけれども、その場合はどうなるでしょうか。

やっぱり誰か、来期の会員が先ほどのように仮の委員長になるという形の手続書を出せということでしょうか。そこをちょっと確認させていただきたい。

○事務局長　連携会員の方がいらっしゃらなければ、そういう形にならざるを得ないのかなと思っております。

○腰原伸也会員　いや。連携会員の方があれで、もちろん、だから連携会員ですから、来期も続くわけですけれども、その手続が終わるまでは、何か親委員会というか、分科会ではなくて親委員会のほう、元の、分野別委員会の担当会員か何かが委員長になる形で手続書を出せということになるでしょうか。

○磯博康副会長　よろしいでしょうか。

その場合は、今、連携会員の場合は、先ほど申し上げたように、次期の３年間は連携会員で継続するので、今、国際に関する委員会の申請を出すときには、その先生が断らない限り、出していただければよいかと思います。

○腰原伸也会員　分かりました。じゃあ、もう現行のままで出しても構わない……。

○光石衛会長　新たに連携会員になる方、及び今期でもともと任期が終了する方である場合には、手続に多少時間を要するということです。

○腰原伸也会員　分かりました。

多分、その辺は大丈夫だと思いますけども、でも、場合によっては、それはあり得る話だと思うので、ありがとうございます。

○三枝信子副会長　すみません。三枝です。

もう一個補足しますと、毎期、期が新しくなるときはいつもそうだったと思うのですけれども、分科会、小委員会等の委員会は、第１回目の分科会、委員会を開いて、そこで互選などで委員長を選んで、初めて委員長が決まるものであって、その前は、たしか慣例かもしれませんけれども、世話人という方が事務局とやり取りをして、申請などの手続をやって、実質的に担っていただいたものと思っております。

○磯博康副会長　よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

はい、どうぞ、森口先生。

○森口祐一会員　今の連携会員のところ、確認ですけども、26 期で終わる方が 27 期にということだけじゃなくて、26-27 期の方は連携会員としては続くわけですけども。

先ほどの事務局の説明だと、連携会員というのが法的に制度化されていないので、26 期から 27 期に連続される方であっても 10 月 1 日時点では連携会員ではないというところが論点かなと思ったのですが、もう一度、そこのところのクラリフィケーションをお願いいたします。

○事務局長　これは、どちらかといいますと、親元のほうでどう考えられるかということだと思うのですけれども。

引き続き日本学術会議という組織を同一視、国にある場合も法人化される場合も同一視ということであれば、兼業手続等は特に必要がないという御判断を基に、連続して連携会員を行うという可能性もあると思いますし、いや、そうではなくて、別の法人になったから、改めて連携会員としての兼業許可を出せという可能性もあります。

その根拠というのは、これまで、今、国の機関である場合には、連携会員の方は国家公務員という整理になりますけれども、雇用形態といいますか、法人との契約関係が変わってきますので、そのことについて、親元のほうでどういうふうにお考えになるかということによって若干変わり得るという可能性があるということでございます。

○磯博康副会長　となると、事務局へ申請は出しておいていいということですか。

○事務局長　はい。基本的には続けられるという意思であれば出しておくということかと思いますが、もし、先ほど申し上げた事情によって、１回切れざるを得ないということであれば、その間は連携会員ではない時期が発生してしまう可能性があると。

○磯博康副会長　先生、よろしいでしょうか、今の説明で。

○腰原伸也会員　分かりました。

今、やっと昨日の夜に来た書類を、もう一回エクセルを確認しましたけど、委員長名は書かなくてもいいようになっていますよね、委員長候補みたいなもの。

ただ、委員の構成は書かないといけないことになっていますので、恐らくここに連携会員の人たちがずらずらっと並ぶことにはなると思うので、そうすると世話人がやっぱり何か出さざるを得ないということ。今だと、恐らくは分野別委員長か何かが出すと思います。

以上です。分かりました。

○磯博康副会長　ほかにありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

いろいろな御意見が出まして、これで一応 70 分終わったかと。すみません。まだ 30 分あります。ほかに質問は。

○光石衛会長　無理に引き延ばす必要はないので、今いただきました御意見に基づいて、特に監事のところ等は書き換える、修正するということで、そのように進めたいと思います。

繰り返しにはなりますが、この会則が成立するのは 10 月１日以降の総会になりますので、ここではあくまでも案をつくっておき、次期に引き渡すということです。10 月１日以降、速やかに成立させないといけないと思いますので、そのようにするということです。

どうもありがとうございます。

○磯博康副会長　よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○光石衛会長　修正については、会長一任をいただいておかないといけないでしょうか。では、そのようにお願いできますでしょうか。（拍手）

ありがとうございます。

○磯博康副会長　ありがとうございます。

それでは、ここで、15 分の休憩とします。

御協力により、大体 30 分近く前倒しになっていますが、それでは、２時 30 分から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

［休憩（午後２時１５分）］

［再開（午後２時３０分）］

○磯博康副会長　これより総会を再開いたします。

［提案事項説明、質疑応答（会長選任方針案）］

○磯博康副会長　ここからは、資料５、提案３の成立時総会における会長の選任に関する方針（案）を議題といたします。

それでは、会長、御説明をお願いいたします。

○光石衛会長　会長の選任方針（案）についてです。これは、先ほどの会則と違って、今回の総会で決定しないといけない事項ですので、よろしくお願いします。

まず、会長に求められる資質について、法律に書いてあり、「優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうち選任する」となっております。これ以外にも、次のことを決めておいてはどうでしょうか。

学術及び学術会議の方向性への明確なビジョン、組織マネジメント及びガバナンスに関する能力や経験、会員や国民・社会とのコミュニケーション能力です。

憲章を遵守すべきということも書くべきではないかという意見もあるかもしれませんが、憲章は会員あるいは連携会員全員が守らないといけないので、ここに書くと、会員は守らなくてもいいのではないかと思う方がいらっしゃるといけませんので、あえてここには書きませんが、当然のこととしてあるということです。

会長の選任方法の流れです。昨日と何も変わっていないと思われるかもしれませんが、昨日参加された方は御存知かと思いますが、意見交換会を行い、そこで意見をいただき、その後、準備委員会で議論をした結果がこれです。

まず、８月下旬頃、会員予定者の指名ということで、先ほど承認いただいた次期の会員予定者の指名がされます。

８月 26 日頃になりますが、会員予定者、承継会員による情報、略歴等の共有で、これはＡ４一枚ものになります。今期の最初にも出していただいたような形に近いものを次期の会員の方、承継会員の方に提出していただき、情報を共有することになります。

次のステップで、昨日と左右が入れ替わっています。まず、左側の緑の部分について、被選挙権を持たない現会員による候補者の選考で、次期会員にならない方による選考です。まず、この選考委員会には、次期に会員になる方はまだ正式に会員になっていませんので、入るということができません。また、次期会員になる方は、選挙権を持たずに選考するほうが透明性が高いのではないかということがあり、除くという形になっております。

投票人数が約 40 名で、会員を辞める方の半数に近いのではないかという意見がありましたが、ここのコンセプトは、今の幹事会メンバー、及び分野別委員会の委員長に相当する方にいろいろと業務を見ていただいていますので、その方から見て、次に会長になられる方はこういう方がいいのではないかということで推薦していただくということです。

次に、右側の水色の部分です。そうすると、次に会員になられる方が、私たちには何もする権利がないのではないかと言われるといけませんので、右側のルートも設けるということで、法人化後の会員による候補者の選考ということです。

会員予定者、及び承継会員による自薦・他薦となっています。ここで複数の投票があるほうが、すなわち複数名の票、２票以上があったほうがいいのではないかという意見がありましたが、自薦の場合に複数票というのは話がおかしくなってきますし、自薦・他薦は、

投票上、区別がつきませんので、ここも１票とするということで、慎重に、よく考えて投票を行っていただきたいということです。

ただし、これはしっかり説明しないといけませんが、新しく会員になられる方が何か自分は投票を必ずしないといけないのではないかと思われるといけませんので、そういう方がいらっしゃる場合には、投票をしてくださいという説明をしっかりしないといけないと思っています。

この緑色の部分と、水色の部分とは独立に行うということで、お互いに何か情報共有をするとか、どちらかで選ばれた方の中から選ぶとか、そういうことはしないということです。

選考するときにどちらで候補となったかが分かったほうがいいのではないかという御意見もあるかもしれませんが、どのようなルートで選ばれたかということがあまり明示的に分かってしまうと、次の会長業務を執行する上で支障が出る可能性がありますので、そこについての区別も特にはお示しをしないということにしたいと思います。

その後について、候補者選考委員会、あるいは自薦の人で自分が辞めるという人はいるかもしれないですが、それは通常はいないと思いますので、他薦で選ばれた人も本人の意思確認をします。会長候補者として選ばれても、自分はなる意思がないという方が選ばれますと、また選挙をやり直しになりますので、そういう人は候補者にならないようにしたいということです。ただし、候補者に選ばれたが、誰が辞退したかということも明らかにしないほうがいいであろうということで、そのようにしたいと思います。

候補者になられる方は、簡潔な業績と、会長としての抱負を提出いただき、10 月 1 日に投票を行います。その際には、所信表明を実施した上でということになります。

自薦も他薦も実施しており、また、候補者選考委員会で選んでいるということもありますので、全会員を被選挙者としなくてもいいのではないかという意見もありますが、１か月の間にいろいろ気持ちが変わるということもあり得ますし、こういう人がいたというのに初めて気がつくという可能性もありますので、10 月 1 日には全会員を被選挙者とする投票としてはどうかということです。あっても、特に何かそれが悪さをするということはないと思います。

自薦・他薦について、先ほども説明しましたように、会員予定者及び承継会員による自薦・他薦で、１票までです。自薦をして、他の人を推薦するということはないと思いますので１票でいいのではないでしょうか。また、原則としてオンライン投票システムを用います。

立会人は、事務局長と私とで行ってはどうでしょうか。投票の結果は、こちらで選ばれた人と、候補者選考委員会で選ばれた人の区別をつけないので、非公表とするということです。

もう一方の会長候補者選考委員会の名前が少々重いのではないかという意見もありましたが、今回はこれで行ってはどうでしょうか。投票するのは幹事会構成員ですが、私は投

票しませんので、副会長、部長、副部長、幹事の方です。

当初、幹事会構成員だけという案であったのですが、やはり現場をいろいろ見られている方にも投票をしていただくのがいいのではないかということで、分野別委員会の委員長にもお願いをしたいということです。

次期の会員になられる方は除きますが、副会長に相当する者の場合には、代わりは指名しない。各部で部長、副部長、幹事につきましては、４名の方が委員になるようにお願いをしたいということです。部で選ばれると思いますが、もし自分が候補になっている場合には､他の方をお願いしたいということです｡分野別委員会の委員長についても同じです。

分野別委員会で１人しか投票できる方が残っておらず、その方がその日どうしても都合がつかないという方がいらっしゃいますので、事前投票をお認めしてはどうかということです。

続きです。この投票を行うのは、幹事会が行われる予定になっている日で、９月３日の 13 時 30 分からです。対面・オンライン併用で、皆さんには基本的にオンラインで投票していただきます。最大３名の方に投票します。選択肢としては０、１、２、３名が選択できるようになっています。

このためにわざわざ東京まで来ていただく必要はないかもしれませんが、万が一、ネットが通じないという場合には、最大限の努力はしますが、それでも通じなかったら、ごめんなさいになるかもしれません。

得票数 10 位までを会長候補者となるべき者として選出するということで、得票数が同じ者がいる場合には 10 名を超えることも可としてはどうかということです。

原則としてオンライン投票で、事務局長と私が立会人です。繰り返しになりますが、私は投票しません。投票の結果は、これも非公表とします。誰が辞退したか、それは明らかにしないほうがいいでしょうということです。

その後、先程の自薦・他薦と、候補者選考委員会で選出された両方の方について、９月４日から９日の間に意思確認をするということです。

会長候補者になることを承諾していただいた方には、９月 24 日までにＡ４二ページで簡潔な業績として研究業績、組織運営の経験、国際的な活動等について、また、会長としての抱負を書いたものを用意いただくとしてはどうでしょうか。

これを、その後、新会員、10 月１日に投票可能な方にお送りして共有するということです。今期までの、その日の直前に見て、さあ、誰にするかというようなことがないようにしたいということです。

また、先ほど申し上げましたように、10 月１日には全ての会員に被選挙権を認めてはどうでしょうか。会長候補者には、所信表明をしていただき、１人３分以内厳守、録画による対応は認めないということです。生成 AI かもしれませんので、それは認めないということです。場合によってはオンラインでもいいとします。

所信表明の順番が投票に影響する可能性がないとは言えませんので、どういう順番にす

るかはくじ引きにするのですが、くじを引く順番を最初にくじ引きで行う、すなわち２回くじ引きを実施するということにしてはどうかということです。

総会時、10 月１日には、投票で過半数を得た者がいたときには、その方が会長候補者になるわけですが、そうでない場合には、上位の者から足し上げて、投票総数が過半数の得票数となるまでの者について、第２回目の投票を行います。

ただし、そのときに、今まで会長になるかどうかの意思を確認していない人が出てくる可能性がありますので、その方については、２回目の投票に入る際に意思を確認し、なる意思があるということであれば、２回目以降の投票に加えるということになります。

２回目、３回目の投票を行っても過半数を得た者がいないときには、当該投票における上位２位の得票者について決選投票を行うようにしてはどうかということです。昨日の資料では、上位２名となっていて、１位、２位、２位となった場合には、２位、２位の人で抽選するとしていましたが、よくないという御意見をいただきましたので、場合によっては３名による決選投票を行って、多数を得た者を会長としてはどうかということです。

得票数が同じときには、抽選とするということです。今までは年長者となっていましたが、抽選としたほうがいいのではないかということです。

投票について、総会のこの会場であっても、どこか遠隔地であっても、オンライン投票を用います。これまでは、この場に来なければ投票権がなかったのですが、今度は遠隔地にいても投票権があることにしてはどうでしょうか。１人１票､白票の選択肢も設けます。予め選んでいる会長候補者、すなわち、自薦・他薦、選考委員会で選出された人を、あいうえお順で、画面の上位に表示するということにしてはどうでしょうか。

立会人を設けないといけませんが、私はもういませんので、会員の年長者で会長候補者以外の者に限るということで、会長候補者になっていない方に立会人をお願いしたいと思います。また、事務局長は会長が指名することになりますので、相当者という表現になりますが、その方を立会人にしてはどうでしょうかということです。

投票ごとの発表は、五十音順にします。得票数はその場では示しませんので、どの方がふさわしいかをよく見ていただいて、次の投票、１回で決まればいいですが、そうでない場合には考えていただくということになります。開票ごとには得票数は示しませんが、透明性の観点から最終的には全ての投票の得票数を公表してはどうかということです。

説明は以上です。

○磯博康副会長　光石先生、ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、御質問、御意見等、ございますでしょうか。手を挙げていただければと思います。あとは、Web ではいらっしゃいませんか。

Web で御参加の三成先生、どうぞ。

○三成賢次会員　三成ですけど、聞こえますか。ありがとうございます。

１点、会長の資質のところで、「憲章を踏まえて」という一言を入れたらどうかという、これは昨日の班の会議でもいろいろ議論があったのですけど、これはちょっと考え方ですけど、会長は当然じゃないかと。今回の特殊法人になるわけですけども、それとあと、いろんなところから評価をされていくという、そういう体制になっていくわけです。それはそれとして、そういうしかるべき体制を取られるのですけど。

そのときに、特に会員以上に、会長には、まさに憲章ですよね、この憲章をいろいろ議論していく中で、いろいろ磯先生中心に議論をしていただいて、内容的に本当にすばらしい内容になっていると思うのですけども、やっぱり我々にとって、これは憲法に等しいものであって、それをしっかりと学術会議を運営していくというか、執行部の中心となって運営される会長には憲章というか、理念ですよね、考え方というか、これをきっちりと守って運営をしていくということを、そういった立場に立って運営していくということを自覚してほしいという、そういう意味も込めて、入れてはどうかという意見が班の中でもいろいろ出てきました。

そういう理解の下で、憲章の位置づけですよね、改めて、憲章というのは大事だということを今回いろいろ議論する中で、皆さんも分かっていただけたのではないかなと思うのですけども、私もそういう形で理解してきたのですけども。

改めて会長になる方にはきっちり憲章の理念というか、考え方を理解した上で、それに従って学術会議の運営をしていくということを、みんなにしっかりと示していただきたいという趣旨で、そういうことを提案させていただいた次第です。御理解いただければと思います。

以上です。

○光石衛会長　ありがとうございます。

当然、そうですが、先ほども申し上げましたように、会長のみならず、副会長、会員の皆さん共々、憲章はしっかり理解した上で、会員に、会員はもう選んでしまいましたが、なっていただくべきと思います。

憲章を理解した上でといっても、この 10 月 1 日の段階では、実は憲章はまだ正式なものができていませんので、憲章を理解した上でと言えないということもあります。

当然、その精神は述べていただく、場合によっては所信表明で言っていただくのもいいかもしれないという気はしますが、書類にはそれは書きにくいです、今回は。

○磯博康副会長　よろしいでしょうか。

○三成賢次会員　憲章は一応定めるのですよね、次期には。それも含めて分からないからということですか。

○光石衛会長　憲章を定めるのは 10 月１日以降になりますので、今回のこの総会で定めるわけではありません。

○三成賢次会員　当然ですけども、憲章そのものも定められるかどうかも分からないという理解ですか。

○光石衛会長　いえ、成立するのが 10 月１日以降の会長選挙後になるということです。

○三成賢次会員　ですから、自分たちがつくっていく憲章をちゃんと理解し、それを踏まえるということは会長にとっては当然だろうと思うのですが、それが後先になるかどうか分かりませんけども、手続的に入れるのはおかしいということでしょうか。そういう理解をしたのですが。

○光石衛会長　はい、そうです。

○三成賢次会員　そうですか。後になってもいいですけども、ちゃんと憲章を、我々この期にいろいろ議論していて、やっぱり引き継いでいただきたいですけども、それをきっちりと理解し踏まえるということ、会員は当然ですけども、そういった会長になっていただきたいというのが我々の思いでもありますので、そういう申し送りでもいいですけど、一言添えていただけるとありがたいなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○磯博康副会長　補足ですが、これまで憲章案の作成を分科会でやらせていただいており、光石先生がおっしゃるように、今期で最終的にあと２回検討分科会があります。今回の総会で、もしくは昨日の意見交換会で幾つかコメントがありましたので、それも含めてあと２回、分科会のほうでしっかりと確認をして、それを申し送りという形で次期に申し送ります。

会長の資質の中の学術及び学術の方向性の明確なビジョンといったところには、やはり憲章の内容も含まれるという理解で、会長に求める資質としていただくのはいいのではないかと、私は個人的に考えております。

○三成賢次会員　そうだろうと思います。

憲章についてはかなり具体的に幅広く皆さん分科会の中で考えていただいて、いろんな意見を取り入れていただいたのですけど、そういうこともあるので、憲章の位置づけも含めて考えていただきたいという趣旨ですので、申し送りいただけるのであれば、それで結構かと思います。

どうもすみません。お時間を取りました。
以上です。

○磯博康副会長　川嶋先生、どうぞ。

○川嶋四郎会員　すみません。もう既に三成先生が申し送りとおっしゃられたのですが、ちょっと折衷的なというか、妥協的な案を出そうかなと思っていたのです。けれども、といいますか、実は、現在、私たちは、現憲章というのを持っておりまして、現憲章は提言という形で出されていたかと思います。

提言というのは、新しい法人になっても基本的には受け継がれるということで、恐らく正確にいえば 10 月 1 日の時点で、現憲章は生きている、理論的には生きている、形式的には生きていると考えられます。

したがいまして、会長候補者としましては、現憲章、そして、新しく制定されるであろう憲章を遵守するとか、あるいは理念に基づいて具体的な活動を行うとか、そういうことは論理的には可能だと私は思いました。

だから、新憲章がその時点で制定されているかどうかというのは実はあまり関係ないと思います。もしも議論が紛糾するようでしたらと思って、妥協的な案として出そうと思ったのは、次の要素も会長に求められる資質とするというところに、学術及び憲章等に示された日本学術会議の方向性への明確なビジョンとか、何かそこにちょっと憲章という言葉を一言入れることでいいと思いました。なお、遵守というのは、それは当然ですので、あえて私は書くまでもないと思ったのです。

あえて憲章ということが、憲法と先ほどおっしゃいましたので、この法人の定款というか目的そのものですので、学術及び憲章等に示された日本学術会議の理念、方向性についての明確なビジョンとか、何かそういう文言を入れることによって、両者の議論を調整できるのではないかと思ったので、発言させていただきました。すみません。

○光石衛会長　憲章に基づく学術会議の方向性というのはもちろんありますが、私が思っている学術会議の方向性は、憲章以外のものもあり得ると思っています。そういうものも示していただくことは結構大切かなとも思っていますので、そこの表現ぶりはどうなりますでしょうか。

○川嶋四郎会員　すみません。ちょっと声が聞き取りにくかったと思いますが、先ほど憲章等と申し上げたのは、実は、先生のアクションプランとか、いろんなことも含めて、それが包括されるであろうと思ったので、そういうふうな表現をさせていただきました。ありがとうございます。

○光石衛会長　そうですか。
　どういうことを実行していくかという方向性というのも当然あり得ると思います。ありがとうございます。

○川嶋四郎会員　お任せいたしますので、よろしくお願いいたします。

○磯博康副会長　はい、どうぞ、御発言ください。

○玉田薫会員　すみません。どなたも言われていなかったので、言わせていただきますけど、この２行目ですかね、「会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する」というのが、何となく学術会議の会長の資質で非常に上のほうに書かれていることについて違和感があったのですが。
　それがよく見たら、現在もそういう形になっているので、それを引き継ぐという意味ですよね。法人化するに当たり、この学術会議を代表する日本学術会議の会長が会議の業務を適切に運営できる人とするのはちょっと軽い感じがするので、今、憲章の議論もありましたけれども、その下の資質となるところというようなものがむしろ上に来る形に書き直されるのはいかがかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○光石衛会長　この上側のところに書いてあるのは、法律で書かれている事項ですので、我々は今どうしようもないということです。

○玉田薫会員　法人化のときに継承されて、これは変わらずにあるから、これは変えられないということですか。

○光石衛会長　法律に書かれていることなので、我々がここを変えるということはできないです。

○玉田薫会員　了解しました。

○磯博康副会長　ほかによろしいでしょうか。
　はい、どうぞ。

○松本健郎会員　三部の松本と申します。
　会長候補者選考委員会の５ページ目の下から３行目と４行目です。資料の５－２です。そうですね。そこの会員予定者及び承継会員以外の者という表現が、よく私は分からなくなるのですけど。

これはひょっとして昨日議論があったかもしれませんが、『会員予定者』と『承継会員以外の者』という意味なのか、会員予定者でもないし承継会員でもない者という意味なのか、二つに取れるように思うのですけど。

○光石衛会長　これは、とにかく来期会員である方を除くという意味です。

○松本健郎会員　だから、両方どちらでもないということですか。

○光石衛会長　そうです。

○松本健郎会員　法律の文章の書き方だとして、これで正しいものなのでしょうか。
何かちょっと厳密さに欠けるなと思ったものですから。

○光石衛会長　法律ではないです、これは。

○松本健郎会員　念のための確認まででした。皆さんがそう理解されるのであれば結構です。

○光石衛会長　いずれにしても、来期会員になる予定の方は、この選挙には加わらないということです。

○磯博康副会長　吉澤先生、よろしくお願いします。

○吉澤誠一郎会員　一部、吉澤です。
技術的なことですけれども、スライドの 11 枚目、10 月１日に行う会長の選任の投票の流れですけれども、①として、総会における投票の結果云々と書いてあって、これは、１回目の投票はこうだという意味でしょうか。
つまり、②は第３回の投票においてと書いてあるのですけれども、第２回目の投票は、どういうものなのか。
つまり、１回目の投票では、上位から足し上げて過半数の得票になるものまでについてという、ある種、上位のある人数のところだけ当選させて、後の投票では候補としない作業をするということは分かるのですが、これは１回目のみでしょうか。
２回目も同じ作業をするかどうかということが、この説明だとよく分からないです。

○光石衛会長　ありがとうございます
１回目で、例えば、10 名投票者がいたとします。１位の方の得票数が３で、２位の方が

２とすると、過半数なので、そこまでの方を次の候補者にします。ここの米印で書いてあるところの意味は、上位の過半数を取った者から２回目以降の投票に移るわけですが、その中に、今までに意思の確認をしていない方が仮に出てきた場合には、その人が選ばれても会長に就任されない、なる意思がないかもしれません。そこで、２回目の投票に入る際に、もし、これまでに意思の確認をしていない方が出てきた場合には、その方の意思の確認をするという意味です。

○吉澤誠一郎会員　私の質問は、２回目の投票では何をするのかということです。

○光石衛会長　２回目の投票も、人数を絞り込んでいきます。過半数を得た者まで足し上げていくわけですので、人数が減っていきます。人数が減っていくはずです。仮に、２回目、あるいは３回目の投票で過半数を得た方がいらっしゃれば、その方が会長になられるということです。

○吉澤誠一郎会員　つまり、①で示している総会における投票というのは、第１回目及び第２回目の意味ですか。

○光石衛会長　そうです。ですから、①は第１回目の投票もそうですし、第２回目、３回目もそうですが、意思の確認をするのは１回目のときだけでいいということです。

○吉澤誠一郎会員　分かりました。でも、この書き方だと、初めて見た人はちょっと理解が難しいかなと私は思いました。
　以上です。

○磯博康副会長　ここは、修文する可能性があるということでよろしいですか。

○光石衛会長　そうですね。分かりにくいかもしれません。趣旨はそういう意味なので、中身の変更はないかと思います。

○磯博康副会長　表現として、２回目も同様な形で投票するということになるかと思います。

○光石衛会長　そうですね。２回目、３回目も同様の投票の仕方、過半数を得た者がない場合には投票を行うということです。

○磯博康副会長　よろしいでしょうか。ほかに。

はい、どうぞ。

○塙隆夫会員　すると、②の「第」が必要ないのではないかと。「②３回の投票において」という意味ではないですか。「３回の投票において」ということでよろしいのではないでしょうか。

○光石衛会長　３回目という。３回の投票ですと、少々分かりにくいかもしれません。３回目と目をつければいいかもしれないです。

○磯博康副会長　ほかにございませんか。
はい、どうぞ。小林先生。

○小林武彦会員　すみません。昨日も議論になったかもしれないですけど、家に帰って考えたら、これでいいのかなと思ったことが一つありまして。
それは、資料の６ページになるのですけども、会長候補者選考委員会の続きというところで、委員会による選考の流れは、各委員は最大３名に投票すると。無記名投票で、40 人いるわけで、その中で、これは母数としては、今度、新会員も含めてですよね。それで３名に投票して、得票数上位 10 名までというところを委員会できっちり決めると。同数の場合には、13 名とか 4 名になってくる可能性もあると。
これと、新規会員の方が自薦も含めて誰かの名前を書くと。書けといったら、誰かの名前を多分書くと思います。そしたら、百二十何名かの候補者、そこまでいないと思いますけども、相当数な数が出てくると、新会員の人の自薦・他薦が。それにこの 10 名を混ぜてしまうと、ほとんど委員会の選んだ人というのはもう薄れてしまって、よく分からないみたいな感じになってしまって、わざわざ委員会まで開いて、10 名を選ぶことの意味みたいなのがちょっと薄れてくるのかなと。
これは、議論で私はどっちがいいかちょっと分からなくて、意見を聞きたいですけども、やっぱり、ここは候補者選考委員会で選んだ人と、それと新しく会員になる人たちとプラス継続会員の人が選んだ人というのを分けて出すということは、やはりそんなにいいことはないというお考えでこうしたんですよね。混ぜちゃうということになったんですよね。それでいいんですかね。
やっぱり僕は委員会がやったことだから、委員会のアウトプットとして、この人たちとこの人たちを委員会としては候補者として選びましたというのは出したほうがいいのではないかなという考え方もあると思うのですけども、それはどうでしょうかと。

○光石衛会長　選考する上ではそういう考え方もありますが、実際に選ばれた後に業務を行う観点から考えると、その方がどちらで選ばれたのかが分からないほうが業務はやりや

すいのではないかと、私は思います。

○小林武彦会員　でも、結局、新会員の人も合わせて総会初日に投票するわけですから、総会で選んだことには変わりはないので、候補者として名前が挙がった経緯はあまり関係ないのではないかなという考え方もできるかなと思ったのですけど。

○光石衛会長　ただ、どちらで選ばれたのかということが、投票においてバイアスがかかる可能性はあると思います。

○小林武彦会員　そのバイアスをかけるために、わざわざ委員会と一般の自薦・他薦をつくったわけではないのですか。

○光石衛会長　委員会のほうに新規の会員の方は入れないです。したがって、それは不公平ではないかという考え方もあり、新しい会員の方には別ルートを用意して、きちんと候補者をあげてくるルートも設けていますという考え方です。

○小林武彦会員　よく分かります。

ただ、この委員会のところの趣旨は、私の理解するところでは、今までは、総会初日に集まった人が、もうその場限りの誰が誰かよく分からない状態で、取りあえずこの人は有名人だなみたいな感じで投票していたのだとまずいから、今、学術会議がずっとやっているコ・オプテーションの考え方と同じで、この人だったら、３年間一緒にやってきて、もう業務を任せられるという、ある意味、申し送りみたいな形で出すという意味で、それで、これはある意味正しいのかなと私は思っていました。

そしたら、その人たちのラベルづけをしても、それでバイアスがかかって、この人たちは、前の人たちがいいといっていたのだったらと、割と重要なインフォメーションではないかなと思ったりもするのですけども、それをあえて消してまで全員の意見を聞いてというほうがいいかなという、それは、どちらがいいか私も分からないですけども。

もしかしたらものすごい数の候補者の名前が挙がってくるときに、10名ぐらいがどこに入っているか全然分からなくなっちゃって、結局、それは何なんだろう、オーバーラップしている人もちろんたくさんいるでしょうからね。委員会の存在意義みたいな、一緒にやってきて、この人は今までの経緯もよく分かっているし、この人がやったほうがいいのではないかなみたいな意思が次の代に伝わったほうがいいという考え方もあるのではないかなと思います。

○光石衛会長　そういう考え方もあるかもしれませんが、準備委員会にて、みんなで議論したところでは、その情報は消しておいたほうがいいのではないかという意見が多数であ

ったということです。

○小林武彦会員　分かりました。ありがとうございます。

○磯博康副会長　もう一つ付け加えますと、これは、あくまで法人化後の会員による候補者の選考は任意ですので、125 名の方が全員自分で誰かを推薦する、もしくは他薦をするということではないといったところで、ある程度絞られるのではないかと思います。

○光石衛会長　他薦されても、自分は受けますという人は、それほどいらっしゃらないのではないかという気もします。分かりません、蓋を開けてみないと。

○磯博康副会長　はい、どうぞ。

○市川温子会員　任意だというのが分かるように投票するのが、よく分からない人は投票しなくていいですよというようなのがちゃんと伝わらないと、何か入れなきゃってやっちゃうかもしれないので、分かるようにやればいいと思います。

○光石衛会長　はい、そこは大変重要な点かと思います。

○磯博康副会長　ほかにございませんか。

ほかに Web で。よろしいでしょうか。

御意見が出尽くしたようなので、今までいただいた、様々なコメントに関しては、会長に御一任いただくことで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、皆さんの御賛同いただいたということで、会長のほうに。

○光石衛会長　決の採り方は幾つか方法がありますが、満場一致という形でよろしいでしょうか。先ほどの資質の件で、憲章の件をどのように入れ込むかというところは、そこを多少修正してということでよろしいでしょうかということです。

特に反対意見はないようですので、では、そのように進めたいと思います。先ほど申し上げましたように、この件については今回で決定していただかないといけませんので、そのようにいたしたいと思います。

ありがとうございます。

○磯博康副会長　御協力ありがとうございました。それでは、承認されましたということで進めさせていただきます。

以上で、本日の議事は終了いたしました。議事進行を会長にお返しいたします。

○光石衛会長　会員の皆様、本日も精力的に御議論いただきまして、ありがとうございました。

予定の時間より大分早めではありますが、最後に、事務局からアナウンスをお願いします。幹事会についても、事務局からのアナウンスにあるでしょうか。

お願いいたします。

○企画総括補佐　事務局でございます。

この後の日程について、お知らせいたします。15 時 30 分から幹事会懇談会を開催いたしますので、幹事会構成員の方は、お時間 15 時 30 分になりましたら、２階大会議室またはオンラインにて御参加ください。

続いて、明日の日程についてお知らせいたします。明日は、10 時から昨年ノーベル賞を受賞された北川進先生による特別講演、11 時 15 分から部会、その後、14 時 15 分から総会を再開いたします。

本日の資料は、そのまま席上に置いていただいても結構です。

明日の総会にオンラインで御参加いただく先生方は、本日同様、入室に当たり、本人確認を行わせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○光石衛会長　ありがとうございます。

明日は北川進先生に御講演いただきます。総会に参加して、時間だけ取られたというのではあまりにも皆さんに申し訳ないので、１つぐらいは何か有益な講演があるほうがいいのではないかということで、北川先生にお願いをしたところ、お忙しい中、快諾をいただきましたので、明日は北川先生にお話をいただきたいと思っております。

以上で、本日の総会を終了いたします。明日も引き続きよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

［散会（午後３時１７分）］